

区民憲章の項目整理についての意見一覧（第 4 回会議）

1	基本理念
	L 委員：歴史、文化、大学を初めとする智の集積などが特色であり、こういった歴史的なものがこれからの未来発展にどのようにつながっていくのかというところをうまく文章化できないか。
	会 長：基本構想で 4 つ上がっている、個人の尊厳の尊重、自立支援、対等な関係と協力、区民参画というような形でキーワードを整理していくのがよいのではないか。
	M 委員：基本構想の中で使われている用語であっても、区民憲章と重複してもいいのではないか。区民憲章は最上位にあるものだから、抽象度の高いもの、例えばガバナンスというのは入れてみたい。
	J 委員：キーワードとしては、特に情報公開、それに住民参画とか自立とかそういうことになるのではないか。
	I 委員：基本構想の理念の 3 番目の「対等な関係と協力」と 4 番目の「区民参画」の部分が、区民憲章の理念になるのではないか。今後、ガバナンスの考え方を取り入れることで、どのように基本政策が変わるかもわからないので、余りその自明でない部分は入れられないのではないか。
	A 委員：基本構想の基本理念は時間をかけて検討したものだから、これを区民憲章の理念の基本としたうえで、大切な事項を一つひとつ検討したらいいのではないか。
	E 委員：明日をつくるということは、次世代につなげていこうということでもあるので、幅広い意味を含めた中での教育というものに目を向けた項目を入れることが必要ではないか。
	G 委員：区民憲章の一つの大きなテーマとしては、手順をどうするかということがある。プロセス・手続としては区民参画を中心に据えるということにしたらどうか。
	G 委員：文京区よさ、文京区らしさということを踏まえて、次の新しいことを考えようという言葉につながればいいのではないか。
	H 委員：手続としての区民参画を実際どうするのか、そういうことをきちんと決めて、それをやるような形をつくっていくということが重要だと思う。いかに手続として実際に区民参画をやっていくかという視点が必要である。また、個人の自発性の尊重というものの必要性を強く感じる。
	J 委員：情報公開とともに、区民と行政と一緒に、具体的な協働という行動に出られるような仕組みが必要なのではないか、それが理念につながっていくのではないか。
	H 委員：ガバメント・自治体政府がもっと区民を信頼して裁量のある行政を進めれば、実質的な参画ができるようになるのではないか。
	L 委員：まず、理念・目指すものを掲げておいて、それを達成するためにどういうルールがいいのかという目的の部分があって、そこに区民参画やガバナンスということ掲げればいいのではないか。
	I 委員：行政がもっと区民の提案を受け入れるような、本当に区民の声を聞いて政策をつくるような実質的な協働の仕組みが絶対必要だと思う。

3 区民の権利・役割・義務	6 事業者の権利・役割・義務
<p>会 長：区民、コミュニティ、非営利団体、事業者といった主役がいて、それぞれの役割が何であって、それらにどういう権利や義務があるのかというのが、一つの論点になるのではないかと。</p>	
<p>H委員：一番ポイントのなるのは、納税者である。きちっと税金を払っている人が、やはり一番の優先順位になるということは、きっちり押さえておく必要があるのではないかと。</p>	
<p>H委員：区民の側の役割や義務についても、できるだけ明文化した方がいいと思う。</p>	
<p>I委員：務であるとしたら参画する人がいなくなるのではないかと。条文で罰則などを規定するのではなく、それぞれの協働の仕組みの中で取り決めていけばいいのではないかと。みんなが希望を持って参加できるようにしていくことが大事だと思う。</p>	
<p>J委員：何らかの協働の仕組みができないと、行政としても手がつけられない状況なのではないかと。</p>	
<p>G委員：参加というの、ある場面では義務的というか、参加する義務があるというふうに言い切ってしまうという考えもあると思う。</p>	
<p>I委員：区民に義務を課すというよりは、行政の側がちゃんと意見を聴取しなきゃならないというような形をつくる方がいいのではないかと。</p>	
<p>H委員：区民の声がどう反映されるのか。反映されなかった場合でも、ここで議論して否決されましたということが見える公開のシステムまで持っていかなないと納得感はないのではないかと。</p>	
<p>G委員：参加することは義務であり、社会としても参加することに対して許容性を持つ方向に向かってほしい。区政の課題解決に参加することも義務だということになれば、ある程度理解も進むのではないかと。</p>	
<p>J委員：義務として町会やPTAの役員となるのが、そういうコミュニティに参加する契機となることもあるので、義務という捉え方もあるのかなと思う。</p>	
<p>L委員：政策形成において参加し、権利を主張する以上、実行段階においてもやはりその責任や義務というものを負うべきではないだろうか。</p>	
<p>E委員：区民憲章というものは、権利として高らかに理念を掲げ、「行動に責任を持たなければならない」といった大づかみな理念的なことを義務として掲げるものであろう。</p>	
<p>F委員：権利というものがあって、それを行使したときにやはり義務というのが発生するものだと思う。</p>	
<p>H委員：権利も義務も一体なので、権利と言った方が実質的に参加を促す場合と、義務だと言わないと動かない場合をうまく使い分ければいいのではないかと。</p>	
<p>会 長：いろいろな形で区外から入ってきている人たちも広く区民として認め、区政・区の担い手であると考えすることは、かなり重要なテーマではないかと。</p>	
<p>H委員：税金を多く負担した人の参政・投票権というものを手厚くしていくことなども考えないと、なかなか本当の参画は進まないのではないかと。</p>	
<p>M委員：戦前のように高額納税者のみが選挙権を持つというような考えは民主制という点では、疑問を持たざるを得ない。施設の利用などの特定の受益に対して、適正な負担を求め公平性を担保すれば不公平感とうのをもう少し緩和できるのではないかと。</p>	

H委員：区民として区あるいは社会に対してきちんと税金を払うかわりに言うべきことは言うというふうにしていかなければ、ガバナンスの実効もあがらないではないか。
副会長：憲法的などで保証されている権利を、区民憲章や基本条例で切り下げることはできないが、区民憲章に盛り込む受益と負担の関係の部分で、「参加することでいいことがある。」というように強調していく必要はあるのではないか。
L委員：住民はもとより、昼間の勤務者、学生、事業者、NP 団体関係にかかわる人たちは、参加する権利というか、参加資格があるのではないか。
D委員：文京区内でも他区の方と一緒に地域活動をしているが、そういった人たちと横断的にコミュニティを組みながら活動していくということが一番望ましいのではないか。
I委員：住民票とか納税などは別にして、住んでいる人が、区内で事業をして利益を上げようとしている人に対しては優先するような規定がほしい。